

## 砂利採取法における申請に対する処分についての審査基準

### 第1 砂利採取業者の登録

#### 1 登録申請に必要な書類及び記載事項

##### (1) 登録申請書

ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

イ 事務所の名称及び所在地並びにその事務所に置く砂利採取業務主任者（以下「業務主任者」という。）の氏名

ウ 法人にあっては、その業務を行う役員の氏名

##### (2) 誓約書

個人又は法人及び法人の業務を行う各役員が次に掲げる登録拒否の要件に該当しないことを誓約する書面

ア 砂利採取法（以下「法」という。）の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

イ 法第12条第1項の規定により登録を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者

ウ 法第3条の登録を受けた者（以下「砂利採取業者」という。）であって法人であるものが法第12条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその砂利採取業者の業務を行う役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

オ 法人であって、その業務を行う役員のうちに上記4項目の一つに該当する者があるもの

カ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

##### (3) 業務主任者の合格証の写し

##### (4) 業務主任者の誓約書

業務主任者が次に掲げる登録拒否の要件に該当しないことを誓約する書面

ア 法の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

イ 法第12条第1項の規定により登録を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者

ウ 砂利採取業者であって法人であるものが法第12条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその砂利採取業者の業務を行う役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの

エ 暴力団員等

##### (5) 業務主任者の住民票

##### (6) 業務主任者の雇用を証する書面

業務主任者が従業員である場合には、雇用していることを証明することができる書面。官公署その他これに準ずる団体が発行している証明書等（社会保険の被保険

者証の写し・雇用保険の決定通知書の写し・源泉徴収票等）。

(7) 法人にあっては、その法人の登記事項証明書

(8) 申請者（申請者が法人である場合には、その法人の業務を行う役員）及び事務所に置く業務主任者の生年月日を証する書面

2 登録申請書若しくは添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、登録を拒否する。

## 第2 業務主任者の認定

業務主任者試験に合格した者と同等以上の知識及び技能を有すると愛知県知事が認定した場合になされるものである。

## 第3 砂利採取計画の認可

### 1 認可申請に必要な書類と記載事項

#### (1) 砂利採取計画認可申請書

ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

イ 登録の年月日及び登録番号

ウ 砂利採取場の区域

①所在地（地番まで表示すること。）、実測面積を記載すること。

②区域内の各筆につき、地番、地目、台帳面積、所有者等の氏名、権利の種類を表示すること。

エ 採取する砂利の種類及び数量並びにその採取の期間

①採取をする砂、砂利又は玉石の種類ごとの数量（立方メートル単位）を記載すること。

②全体の掘削又は切土の総量（立方メートル単位）を記載すること。

③上記①及び②に係る土量計算書を添付すること。

④期間は「愛知県砂利採取計画認可期間を定める要領」の定めるところによる。

オ 砂利の採取の方法及び砂利の採取のための設備その他の施設に関する事項

①機械掘り又は手掘りの別を記載すること。

②採取の工程ごとに砂利の採取に係る設備その他の施設の種類、能力及び数を記載すること。

下記項目について具体的に記載すること。

- ・採取に使用する機械
- ・水洗（破碎）選別施設等
- ・汚濁水処理施設
- ・採取場内での運搬機械等

③掘削又は切土をする土地の面積及び深さ等を記載すること。

下記図面等を添付すること。

- ①「現況図」、「採取計画平面図」、「防災計画平面図」等表示の目的にあわせた図面
- ②採掘の規格を表示した図面
- ③水洗設備のフロー図
- ④採取場の全景、切羽、水洗選別施設及び汚濁水処理施設等の写真
- ⑤工程表

カ 砂利の採取に伴う災害の防止のための方法及び施設に関する事項

掘削（切土を含む。以下同じ。）工程にあつては、除去した土等の処理方法、掘削時の土砂崩れの防止の方法及び廃土石の処理方法等について、洗浄工程にあつては、汚濁水の処理方法、排出水の排出基準を遵守するための方法及びヘドロの処理方法等についてそれぞれ記載するとともに土地の掘削の跡地の埋め戻しその他の処理の方法を記載すること。

また、下記事項について具体的に記載すること。

- ・騒音
- ・粉じん
- ・運搬及び製品搬出に際して行う措置

下記の書類を添付すること。

- ①調整池、沈砂地、排水路の構造を示す図面
- ②構造物を設置するときには、その詳細図及び安定計算書
- ③調整池、沈砂地等の容量の決定に関する水理計算書
- ④申請区域の全体計画を示す図面及び緑化に関する計画を記載した図面

キ 採取をした砂利の水切りの方法及び設備その他の施設に関する事項

水切りの方法（自然抜水又は強制抜水の別）を記載し、自然抜水の場合は水切りの時間及び堆積する高さについて、強制抜水の場合はその設備及び水の処理について記載すること。

- (2) 砂利採取場の位置を示す縮尺 5 万分の 1 の地図
- (3) 砂利採取場及びその周辺の状況を示す見取図
  - ア 砂利採取場内における掘削又は切土の場所、除去した表土及び廃土の堆積場所、汚濁水処理施設の設置場所等の状況を示すこと。
  - イ 砂利採取場周辺の道路、学校、人家、農地、農業用施設等の隣接物件の存在状況の概略を示し、採取場の区域界から周囲 300 メートルの範囲を記入すること。
- (4) 掘削又は切土に係る土地の実測平面図
- (5) 掘削又は切土に係る土地の実測縦断面図及び実測横断面図に当該土地の計画地盤面を記載したもの
- (6) 砂利採取業の登録を受けていることを示す書面
- (7) 砂利採取場を管理する事務所の名称及び所在地、当該事務所の業務主任者の氏名並びに当該業務主任者が当該砂利採取場において認可採取計画に従って砂利の採取が行われるよう監督するための計画を記載した書面
  - ア 監督計画には上記のほか下記の事項について記載すること。
    - ①事務所の電話番号

- ②業務主任者の住所、合格証番号、1日の標準監督時間
- ③採取場の操業時間、従業員の配置、災害防止のための業務内容

イ 次の書面を添付すること。

- ①業務主任者の合格証の写し

(8) 砂利採取場で砂利の採取を行うことについて申請者が権原を有すること又は権原を取得する見込みが十分であることを示す書面

ア 自己の土地であるときは、当該土地の登記事項証明書（原本と同一であることが認められれば写しでも可とする）

イ 他人の土地であるときは、当該土地の登記事項証明書（原本と同一であることが認められれば写しでも可とする）、契約書又は同意書の写し、国有の土地を含むときは占用の許可書等の写し

ウ 公図の写し（土地整理図）

(9) 砂利の採取に係る行為に関し、他の行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを必要とするときは、その処分を受けていることを示す書面又は受ける見込みに関する書面

ア 砂防法、森林法、自然公園法、都市計画法、農地法等が適用される場合は、その許可書又は許可申請書の写し

イ 水洗選別施設につき、騒音規制法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法等が適用される場合は、その届出書又は受理書の写し

(10) 砂利採取場において土地の掘削又は切土に係る跡地の埋め戻しを行う場合にあっては、埋め戻しのための土砂等が確保されていること又は確保される見込みが十分であることを示す次の書面及び当該土砂等を当該砂利採取場に運搬する経路を記載した書面

ア 自己の土地において埋め戻しのための土砂等を確保するときは、その旨を記載した書面

イ 他人の土地において埋め戻しのための土砂等を確保するときは、当該土地において土砂等を採取する旨を内容とする土地所有者と申請者との間の契約書の写し又は土砂等を採取することについての土地所有者の同意書

ウ 他から埋め戻しのための土砂等を購入するときは、その購入契約書の写し

(11) 砂利採取場からの砂利の搬出の方法及び当該砂利採取場から国道又は県道にいたるまでの砂利の搬出の経路を記載した書面

ア 申請者自身が砂利を搬出する場合以外に、申請者から砂利を購入する者又は運送事業者が砂利を搬出する場合にも記載しなければならない。

製品の搬出について、下記の事項を記載すること。

- ①砂利を搬出する主体（申請者、砂利購入者又は運送事業者の別）
- ②1日の平均的な搬出量
- ③搬出延べ回数
- ④使用するダンプ・トラック等の積載量
- ⑤搬出に際して行う措置（進入路の整備、荷こぼれ防止等）

イ 国道又は県道に至るまでに私人（土地改良区等を含む。）の管理する道路を通行

する場合には、下記書面を添付すること。

①当該道路を通行する権原を有することを証する書面等

(12) その他参考となる事項を記載した図面又は書面

## 2 認可の基準

認可申請があつた場合において、当該申請に係る採取計画に基づいて行う砂利の採取が他人に危害を及ぼし、公共の用に供する施設を損傷し、又は他の産業の利益を損じ、公共の福祉に反すると認めるときは、認可はできない。

## 第4 砂利採取計画の変更認可

### 1 変更認可申請に必要な書類と記載事項

(1) 変更認可申請書

(2) 新規申請の場合に必要とされる書面又は図面のうち、採取計画の変更により記載内容の変更を必要とするものを添付すること。

### 2 認可の基準

変更認可申請があつた場合において、当該申請に係る採取計画に基づいて行う砂利の採取が他人に危害を及ぼし、公共の用に供する施設を損傷し、又は他の産業の利益を損じ、公共の福祉に反すると認めるときは、認可はできない。

### 3 軽微な変更

法第20条第1項ただし書の軽微な変更は次のいずれかに該当する場合とし、あらかじめ軽微な変更届書を提出すること。なお、軽微な変更届書には、認可された申請書等に添付した図面又は書面のうち記載内容の変更となったものを添付しなければならない。

(1) 砂利採取業務主任者を変更するとき。

(2) その他の軽微な変更と認められる計画の変更。

# 砂利採取計画認可準則について

昭和 43 年 10 月 2 日 通産省化局第 491 号・建設省河政発第 99 号  
各通産局長・各地方建設局長・北海道開発局長・各都道府県知事あて  
通産省化学工業局長・建設省河川局長通達

改正 平成 5 年 4 月 30 日  
同 9 年 3 月 7 日

## I 総則

### 一 目的

この準則は、砂利採取法第 19 条の規定(認可の基準)の一般的な運用基準を定め、もつて、砂利の採取に伴う災害の防止を図ることを目的とする。

### 二 定義

- (1) この準則において「陸砂利」とは、平地に賦存している砂利をいうものとする。
- (2) この準則において「山砂利」とは、山または丘陵に賦存している砂利をいうものとする。
- (3) この準則において「河川砂利」とは、河川区域および河川保全区域に賦存している砂利をいうものとする。
- (4) この準則において「海砂利」とは、海浜地および海域に賦存している砂利をいうものとする。

### 三 認可の条件

採取計画の認可に当たっては、この準則に規定した認可の条件のほか、個々の事例ごとに必要な事項を認可の条件として附することができる。

### 四 経過措置

砂利採取法の施行の際現に砂利の採取を行なっている場合であつて、この準則に適合しないものについては、当該砂利採取場の実状、附近の状況等を総合的に勘案して、砂利の採取に伴う災害の防止を図りつつ経過的に認可することはやむを得ないが、できるだけすみやかにこの準則に適合させるよう措置するものとする。

## II 陸砂利の採取

### 一 採取量

採取量は、砂利採取場における砂利の賦存量、設備能力、自然条件、採取方法等を考慮して適正なものでなければならない。特に災害防止の見地に立つて過大な採取量にならないように注意するものとする。

### 二 採取の期間

- (1) 砂利採取場の状況は、砂利の採取の進行に伴って変化するのが一般的である。したがって、採取の期間は、その変化を予測し得る範囲内とし、一年程度を目安としつつ、都道府県知事が、提出された採取計画の認可申請について個別の状況を総合的に勘案し、これを決定することが適当である。
- (2) 特に必要があるときは、砂利採取場の状況について定期的に報告することを認可の条件として附するものとする。

### 三 災害防止の方法等

- (1) 表土の除去等

表土の除去等の方法は、次の各号に適合するものでなければならない。

- ① 表土を除去するに当たっては、隣接地が侵食されないように配慮したものであること。
- ② 除去した表土を堆積するときは
  - イ 地形に応じて、築堤、板囲い、土留め等を設置するなど堆積表土が崩壊して隣接地に流出しないよう措置されていること。
  - ロ 特に降雨時に表土が砂利採取場外へ流出するのを防止するため十分配慮されていること。
- ③ 乾燥時においては表土の飛散を防止するため、場合により、砂利採取場内に適宜散水等の措置が講ぜられていること。

## (2) 掘さく等

### ① 保安距離

隣接地、公共物件(道路、水路、橋梁、堤防、砂防設備、鉄道、鉄塔等をいう。)、家屋等の隣接物件からは、その崩壊を防止するため一定の距離(以下「保安距離」という。)を隔てたうえで、掘さくを行なうものでなければならない。この場合に、

- イ 隣接地との間に有していなければならない保安距離は、原則として最小限二メートルとする。
- ロ 公共物件、家屋等の特に災害防止の必要性が大きい隣接物件に対しては、個別の事案ごとに必要な保安距離をとるものとする。

### ② 掘さく深

掘さく深は、次の各号の一に適合するものでなければならない。

- イ 農地における掘さく深は、原則として十メートル以内とし、ボーリング調査等により砂利層が十メートル以上確認されている場合には、最大十五メートル程度とする。
- ロ 農地以外の地域における掘さく深は特に限定しないが、災害防止の見地から適当なものであること。

### ③ 掘さく方法

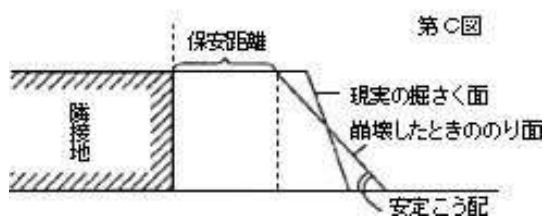
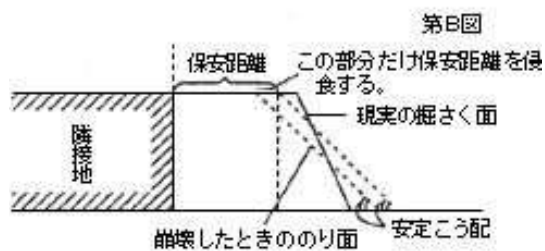
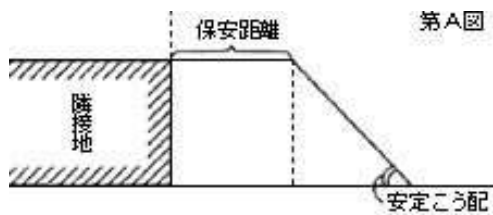
掘さくは、原則として、次の三方法のうちのいずれかにより行なうものでなければならない。

- イ 保安距離をとつたうえで、安定こう配(その標準は、別表のとおりである。)で掘さくする。
- ロ 保安距離をとつたうえで、安定こう配より急なこう配で掘さくし、掘さく箇所のにり面保護のための土留めを施す等土砂崩れ防止措置を十分に講ずる。
- ハ 保安距離以上の距離を隔てたうえで、安定こう配より急なこう配で掘さくする。ただし、この場合のこう配は、崩壊した場合にも掘さく箇所と隣接物件との距離が保安距離以上となるようなものであること。

○第 A 図は、イの方法で掘さくした場合

○第 B 図は、掘さく箇所が崩れた場合に隣接地との保安距離を侵食することになるので許されない。この場合は、ロにより土留め等の崩壊防止措置をとればよい。

○第 C 図は掘さく箇所が崩れた場合でも、保安距離を有している場合



#### ④ その他

掘さくによる災害の防止については、①から③のほか、次の各号に掲げる観点から審査することとし、必要に応じてこれらの事項を認可の条件として附するものとする。

イ 掘さく深が大きい場合には、できるだけり面に平場を設けること。

ロ 砂利採取場の区域が広大である場合には、できるだけ計画性をもって掘さくするものであること。

ハ 公共物件からは十分に安全性を見込んだ保安距離をとらなければならないが、特に必要がある場合(例えば、水路の水が漏水するおそれがあるとき。)は補強工事を行なうこと。

ニ 砂利採取場には、丁張り等により掘さく深および掘さくのこう配を確認できる標示を行なうこと。

ホ 砂利採取場には、原則として、囲い柵、危険表示等を設置すること。

へ 乾燥時においては土砂の飛散を防止するため、場合により、砂利採取場内に適宜散水等の措置を講ずること。

ト 掘さく箇所への地下水の浸透等により、附近の井戸水、農業用水等に悪影響を与えないように留意すること。



### (3) 砂利採取場内での運搬

同一砂利採取場が道路または他人の土地により分断されてる場合、運搬時においては落石を防止するためベルトコンベアーの下を金網で囲う等の措置、または交通整理員を置き、もしくは砂利運搬車の通行時間を制限する等の措置をとるものでなければならない。

### (4) 水洗、選別等

#### ① 水洗に必要な水の確保

イ 砂利を洗浄するため地下水を取水するときは、附近の井戸水、農業用水等に悪影響を与えないように留意したものでなければならない。

ロ 洗浄水を節約するためには、洗浄水の「還流方式」を採用することが望ましい。附近の井戸水等の涸渇のおそれがある地域では、原則として、洗浄水の還流方式をとるものでなければならない。

#### ② 水洗、選別の方法

洗浄汚濁水を未処理のまま砂利採取場外へ排出しないよう措置されているものでなければならない。この場合に洗浄汚濁水を処理する方式としては、ヘドロの処理および危険防止の観点からできるだけ汚濁水処理装置を設置することが望ましい。

イ 汚濁水処理装置を設置する場合は、次の各号に適合しているものでなければならない。

(イ) 洗浄水の節約および水質の汚濁防止の観点からできるだけ還流方式を採用することが望ましい。

(ロ) 汚濁水処理装置の処理能力は、砂利の採取量に応じたものであること。

(ハ) 沈降剤、凝集剤は当該措置にあつた薬剤を使用し、その投入量は必要な浄化水を得るに足る量であること。

ロ 沈澱池を設置する場合は、次の各号に適合しているものでなければならない。

(イ) 沈澱池は、できるだけ人家や公道から離れた安全な場所に設置すること。

(ロ) 沈澱池は、原則として、地中に掘り込んだものとする。ただし、砂利採取場の状況によりやむを得ない場合には、土えん堤により囲われた沈澱池でもよいこととするが、その場合でも、地形、附近の状況等を勘案してできるだけ安全な場所に設置すること。

(ハ) 洗浄水濁水等を沈澱池に滞留させる場合の最高限度は、原則として、当該沈澱池の容量の七割とすること。ただし、特殊な構造の沈澱池については個個具体的に検討すること。

(ニ) 沈澱池は原則として、二つ以上設けること。この場合、一の沈澱池の滞留量が最高限度に達したときは、その沈澱池の使用を中止して、他の沈澱池に移行し、最初の沈澱池は再使用できる状態に還元しておくこと。

(ホ) 沈澱池を一つしか設けない場合には、沈澱池が洗浄汚濁水等を滞留させ得る最高限度に達したときは、洗浄作業を中止すること。

(ヘ) 沈澱池には、適当に沈降処理剤を投入し、または適当な日数の間滞留させた後に、適切な水質の水を排出すること。

(ト) 沈澱池の排出口の下端の高さは、排水のときに同時にヘドロを排出しないようなものとし、排水口は、適切な水質の水を排水する場合以外は開門しないこと。

(チ) 掘り込み式の沈澱池にあつては、沈澱池の周辺およびのり面が崩壊しないように措置されていること。

(リ) 土えん堤は、十分水圧等に堪え得る強度を有していること。

③ ヘドロの処理

ヘドロの処理の方法は、次の各号に適合するものでなければならない。

イ ヘドロは、一定の場所に適当な期間堆積して水分を除去した後に処分すること。ヘドロを処分する場合には、再度ヘドロ状態にならないように留意すること。

ロ ヘドロの堆積場は、板囲いを施す等降雨時等に流出するのを防止するための措置が施こされていること。

④ 排出する水の水質基準

砂利採取場から水を排出する場合には、次の各号に適合しなければならない。

イ 砂利採取場から排出される水の水質は、排水路排出された水の利用状況(例えば、水道用、農業用に使用されている等)、砂利採取場の立地条件、自然条件および技術的能力を総合的に勘案して、災害防止の観点から適切なものであること。

ロ 条例等により水質基準の定めのあるときは、その基準を遵守するものであること。

⑤ 騒音防止

騒音規制区域または人家が密集している地域においては、騒音発生施設の使用時間の限定、騒音防止施設の設置等騒音の防止に留意するものでなければならない。

(5) 砂利の堆積

砂利は、崩壊または降雨により砂利採取場外へ流出するのを防止するため、原則として、平坦な区域に堆積するものでなければならない。平坦な区域以外に堆積するときは、土留め等の措置を講ずるものでなければならない。

(6) 水切り

砂利の運搬時に、砂利運搬車から水がたれるのを防止するため水切り場に適当な時間堆積する等の方法により水切りをした後に砂利採取場から砂利を搬出するものでなければならない。

(7) 採取跡の処理

採取跡の処理は、次の各号に適合するものでなければならない。

① 掘さく跡を処理する場合

イ 掘さく跡は、原則として、埋めもどしを行なうこと。

ロ 農地における掘さく跡は必ず埋めもどしを行なうこととし、この場合、埋めもどされた土地は農地として使用し得る適切なものであること。

ハ 農地以外の平地における掘さく跡についても、学校、幼稚園の周辺、国道、県道の傍等である場合には積極的な理由がない限り埋めもどしを行なうこと。

ニ 埋めもどしを行なう場合は掘さくを完了した区域ごとにできる限りすみやかに行なうこと。

ホ 埋めもどしを行なわない掘さく跡については、有刺鉄線、危険防止柵の設置等十分な危険防止の措置が講じられていること。

② 沈澱池の跡処理をする場合

イ 掘り込み式の沈澱池の跡については、原則として、十分に水を排出した後、ヘドロの状態、厚さ等を考慮して適切な埋めもどしを行ない、十分に転圧しておくこと。

ロ 土えん堤を設置する方式の沈澱池の跡については、原則として、十分に水を排出したのち、適正に土えん堤を取り壊しヘドロを取り除いて、危険のないように整地しておくこと。

### III 山砂利の採取

#### 一 準用

山砂利の採取には、次に掲げる準則によるほか、IIの陸砂利の採取の準則を準用するものとする。

#### 二 採取の期間

採取の期間は、その変化を予測し得る範囲内とし、三年程度を目安としつつ、都道府県知事が、提出された採取計画の認可申請について個別の状況を総合的に勘案し、これを決定することが適当である。

#### 三 保安距離

山砂利を採取する場合には、砂利採取場の規模、山の形状、土質および附近の状況等を勘案して、十分に安全な保安距離をとつたものでなければならない。

#### 四 掘さくの方法

- (1) 山砂利の採取の場合には、掘さくを終了した跡が平坦になることが望ましいが、そうでない場合は、その傾斜が安定こう配となるような計画であり、また必要に応じ平場を設けるものでなければならない。
- (2) 掘さくの過程においては、①比較的平坦な丘陵にあつてはすき取り方式。②普通の山にあつては階段掘りを行なう等により、原則として、安定こう配を保つように掘さくするものでなければならない。
- (3) 山また丘陵の全体の傾斜が安定こう配より急になる方法で掘さくを行なう場合には、掘さくの過程において矢板囲いを設置する等土砂崩れの防止措置を施すものでなければならない。
- (4) 降雨時において流水および土砂が隣接地に流出するのを防止するため、水路を設けまたは土盛りをする等適当な措置を講ずるものでなければならない。

### IV 河川砂利の採取

#### 一 採取量

採取量は、当該河川の状況、採取方法等を考慮して適正なものでなければならない。

#### 二 採取の期間

採取の期間は、一年以内において、当該河川の状況、採取量、採取方法等を考慮して適正なものでなければならない。

#### 三 災害防止の方法等

##### (1) 掘さく等

##### ① 掘さく等の場所

掘さく等(掘さく、切土その他の土地の形状を変更する行為で砂利の採取に伴うものをいう。以下同じ。)の場所は、次の各号の一に該当するものであつてはならない。

イ 当該掘さく等により河川管理施設または許可工作物の維持管理に支障を与えるおそれのある区域内であること。

ロ 当該掘さく等により河岸、流路、河床等の維持管理に支障を与えるおそれのある区域内であること。

ハ 前各号に掲げるもののほか、当該掘さく等により河川管理上支障を与えるおそれのある区域内であること。

② 掘さく等の方法等

イ 掘さく等の方法等は、原則として次の各号に適合するものでなければならない。

(イ) 河川区域又は堤外の河川保全区域において掘さくの深さは認可をする際の河床から二メートル以内のものであること。

(ロ) 採取量に比して不相応な能力を有する機械設備を使用しないものであること。

(ハ) 掘さくに伴う危険を防止するために必要な措置を講ずるものであること。

(ニ) 前各号に掲げるもののほか、当該掘さくにより河川管理上支障を生じないものであること。

ロ 採取計画の認可をする場合においては、掘さく等の方法等に関し、少くとも次の各号に掲げる事項を内容とする条件を付して行なわなければならない。

(イ) 掘さくは、局部的な深掘を生じないように行なうこと。

(ロ) 掘さく等の時間を定め、その定められた時間以外の掘さく等を行なわないこと。

(ハ) 掘さく等の着手と完了の際には、河川管理者の指定する職員の立会検査を受けること。

(ニ) 出水時の措置として、機械設備については、堤内への搬出、けい留等必要な措置を講ずること。

(ホ) 掘さく等の区域を示す標識を設置すること。

(二) 水洗、選別等

① 砂利の水洗、選別等は河川区域内の土地または堤外の河川保全区域内の土地において行なうものであつてはならない。ただし、河川の状況および採取事業の規模等からやむを得ないと認められるもので、かつ、河川管理上支障がない場合にはこの限りでない。

② 堤内の河川保全区域内における水洗、選別等についてはIIの三の(4)に準ずる。

(3) 砂利の推積

河川区域内の土地または堤外の河川保全区域内の土地において砂利の推積(一時的なものを除く。)を行なうものであつてはならない。

(4) 水切り

砂利の運搬の際の水たれを防止するための措置は、IIの三の(6)に適合しているものでなければならない。

(5) 採取跡の処理

① 河川区域または堤外の河川保全区域における砂利の採取については、掘さくの跡地を河川管理上支障のないように整地するものでなければならない。

② 堤内の河川保全区域における砂利の採取については、河岸又は河川管理施設に支障を及ぼすおそれがあるときは埋めもどしを行なうものでなければならない。

(6) 運搬路およびその他の工作物

① 採取計画の認可をする場合においては、運搬路に関し、次の条件を付して行なわれなければならない。

イ 運搬路として使用する堤防は、必要やむを得ない区間に限ること。

ロ 運搬路は、常に河川管理上支障のない状態に保つこと。

② さん橋等附属の工作物は河川管理上支障のないものでなければならない。

#### 四 その他

(1) 河川管理者が砂利の採取に関する規制計画を定めている場合においては、以上に掲げるほか、当該規制計画に基づいて採取計画の認可をするものとする。

#### (2) 準用

堤内の河川保全区域における砂利の採取については、この IV に別段の定めがある場合を除き、II の陸砂利の採取に準ずる。

#### (3) 河川法第 25 条の許可

河川法第 25 条の許可を必要とする場合においては「砂利等採取許可準則について」(昭和 41 年 6 月 1 日建設事務次官通達)によるものとする。

#### V 海砂利の採取

海砂利の採取については、IV の河川砂利の採取の準則を準用する。

#### VI 洗淨の取扱い

洗淨のみの認可の場合(河川区域及び堤外の河川保全区域において施設を設置する場合を除く。)における洗淨の期間については、II から V までの採取の期間の規定にかかわらず、三年程度を目安としつつ、都道府県知事又は河川管理者が、提出された採取計画の認可申請について個別の状況を総合的に勘案し、これを決定することが適当である。

別表

#### 掘さくの安定こう配の標準

種類	垂直 1m に対する水平距離
砂	1.5m
堅くしまつた砂利	1.0m
堅くしまつていない砂利	1.2m
堅くしまつた土	
高さ 5m まで	0.8~1.0m
高さ 5m 以上	1.0~1.5m
堅くしまつていない土	
高さ 5m まで	1.0~1.5m
高さ 5m 以上	1.5~2.0m